

# 米国ドラッグ・コート制度

アジア太平洋地域アディクション研究所

## 1 はじめに

私は、2002年8月にホノルルとサンフランシスコの成人のドラッグ・コート、同年11月にニューヨークのブルックリンとマイアミの成人のドラッグ・コート、2003年3月にはロサンゼルスとホノルルの成人、少年および家庭裁判所内のドラッグ・コート及びそれぞれの裁判所と契約している民間の薬物依存者リハビリ施設を見学する機会を得た(1)。本章は、今回の見学を踏まえて、アメリカ全州の刑事裁判所において実施されている、ドラッグ・コート制度という薬物事犯者に対する革新的な制度を紹介するとともに、近い将来、わが国においても薬物事犯者に対する刑事政策を一般予防偏重の厳罰主義から、薬物依存からの回復を目的とした治療的なアプローチに転換すべきであることを提唱するものである。

## 2 ドラッグ・コートとは何か

ドラッグ・コートは薬物事犯者(薬物乱用が原因となって犯された他の犯罪も含む)を通常の刑事司法手続ではなく、薬物依存から回復させるための治療的な手続にのせて、その経緯を裁判官が法廷でトリートメント修了時まで1~2年の間集中的に監督し、トリートメントの全課程を修了した被告人に対して、公訴棄却の決定を下して手続を終結させる革新的な裁判制度である。

このドラッグ・コート制度は、薬物事犯者の急増と刑務所の過剰拘禁問題に苦しんだフロリダ州デイド郡の第九巡回上級裁判所(マイアミ市所在)(2)が、その状況を打破するために1989年の夏から始めた裁判制度である。2002年11月9日に公表されたデータによると、ドラッグ・コートは現在、アメリカ全州の804の裁判所で運用されており(内訳は成人用547、少年用207、家庭用41)、507の裁判所で準備中(内訳は成人用317、少年用123、家庭用62、それらの複合体が5)(3)とのことである。これまでのところ、30万人以上の成人、1万2500人の少年がドラッグ・コートに参加し、そのうち7万3000人の成人、4000人の少年がそのプログラムを修了している。現在プログラム受講中の被告人を含めると、約70%がドラッグ・コートを修了し、あるいは係属中であるということになる(4)。

再び薬物使用を開始することを、リラプス(relapse)というが、このリラプスは薬物依存からの回復過程でごく普通に起こることで、逆にそれが回復へのひとつの転機になると考えられている。なぜなら、薬物依存症者がリラプスを経験することにより、どのような時間、場所、状況で自分が薬物を使用してしまうのかを知ることができ、以後はそうしたTPOに直面しないように注意しなければならないことを知ることができるからである。薬物依存者にとってリラプスが当然のことであるということは、裁判官、検察官、弁護士、保護観察官等、ケース・マネージャー等、ドラッグ・コートの関係者の誰もが認識している。したがって、ドラッグ・コートのトリートメントに参加中にリラプスすることが、ただちに手続きの打ち切り、すなわち実刑判決につながることはない(5)。

ドラッグ・コートの参加者は出廷時に尿検査を受けなければならないが、ここで陽性の反応が出て、せいぜい、裁判官から数日間ジェイルに行くように(裁判所の中に設置されているところが多かった)というサンクションを受ける程度である。それでもリラプスが続くようだと、そこではじめて入寮型のリハビリ施設へ送致するというサンクションが課せられる。つまり、ドラッグ・コートに参加することが、即、リハビリ施設に入寮したり通所したりすることにはならないことに注意する必要がある。リハビリ施設任せにはしないで、裁判官自らが参加者の成り行きをチェックしている。

サンフランシスコのドラッグ・コートでは、公判前に裁判官、検察官、公設弁護士、プロベシオン・オフィサー、ドラッグ・コートのコーディネーター、ケースワーカーが裁判官室でその日に出頭を命



尾田真言(おだ・まこと)左から2人目。2002年11月6日、マイアミのドラッグ・コートにて。アパリ事務局長、中央大学比較法研究所嘱託研究員、龍谷大学矯正・保護研究所客員研究員。ダルクのボランティアとして家族会で無料法律相談を担当している。著書『人権論入門』日中出版『サラ金トラブル』日中出版など。

てあるドラッグ・コートの参加者たちの手続をどう進めるのか、山のようなファイルの中からひとつひとつ取り出して記録を見ながら検討会をしていた(6)。ここではわずか2~3時間の間に60人程度の参加者の審問(status hearing)をしている。予めその日に出頭を命じられていた参加者全員を傍聴席に座らせておいて、一人あたり数分ずつの時間でかたづけしから事件を処理して行っていた。サンフランシスコのドラッグ・コートは対審構造をとっておらず、検察官と、公設弁護士が同じ机で肩を並べて座っていた。ドラッグ・コートの目的は被告人を処罰することではなく、被告人を薬物依存から回復させることにあるという点で全訴訟関係者が一致した見解を持っていた。

マイアミのドラッグ・コートでは、定められた日に法廷に出頭すること、週に3回以上A A (Alcoholics Anonymous)またはN A (Narcotics Anonymous)(7)、あるいはその他の自助グループに参加すること、随意に尿検査を受けることが参加者に義務付けられているのであって、あくまでも裁判官が手続全般を集中的に監督していた。それが、最低1年、長い人で2年程度続くのであるから、通常の刑事裁判で裁かれるのに比べればはるかに長い間、裁判官の監督に服することになる。

なお、今回私が訪問したすべてのリハビリ施設でリカバード(薬物依存症からの回復者)がカウンセラー等の職員として採用されていた。リカバード・カウンセラーの存在は、回復のイメージをビギナーに示すことができるという点で、入寮者の励みになるとともに、薬物依存症者の行動パターンを経験者であるがゆえに理解している点で、入寮者とのコミュニケーションが取りやすく、彼らの心情把握上も必須の人材となる。こうした治療共同体的な見地からリカバード・カウンセラーは薬物依存症のリハビリ施設に必要なのである。また逆に、薬物依存からの回復者にとってリハビリ施設は、自らのマイナスの経験を社会的に有意義な仕事に活かせる場となっている。

ところで、それぞれのドラッグ・コートは内容が異なるので、本稿では、紙数の制約上、ニューヨーク州キングス郡のブルックリン・トリートメント・コート(Brooklyn Treatment Court=以下、BTCと略称する)の制度と、フロリダ州デイド郡のマイアミ・ドラッグ・コートを中心に紹介したい。

### 3 BTCの理念

BTCは1996年に創設された。名称に、「ドラッグ・コート」を用いずに、「トリートメント・コート（治療裁判所）」を用いている点に同コートのこだわりがある。このことは、特にBTCが薬物依存症からの回復を念頭に置いていることを示しているといえよう。

トリートメントは3つの段階から成り立っており、第1フェイズは選択、第2フェイズは挑戦、第3フェイズは変革となっている。

フェルディナント判事は当初よりドラッグ・コートの判事を務めており、私がお会いした時点で6年以上その地位に就いていた。以下は、フェルディナント判事から受けた説明である。

薬物事犯者の中には、自分では薬物を止められないとか、止めても意味がないという捨て鉢な考えになっている人が多い。社会的に権威があると考えていられている裁判官が、そうした人々を褒めたり、励ましたりすることが、トリートメントを継続する動機付けになることが、ドラッグ・コートの特徴の一つである。

トリートメントの成功の第一歩は、薬物をいつでも止められると勘違いしている被告人が、トリートメントの進行を通じて自分自身で薬物依存症者であることに気づくことから始まる。

他の地域のドラッグ・コートに比べてBTCの成功率が高いのは女性のケースである。女性犯罪は薬物に起因していることが多い。そこで女性特有のニーズに合わせた対応が必要となる。

特に重大な精神障害のある人や重罪者を受け入れようとしているわけではないが、そういう人が来たからにはできるだけ受け入れるという方針でやっている。

BTCは、治療共同体、医療機関、セラピスト、DVのシェルター、食料支給団体、法律扶助団体等、150のトリートメント・プロバイダーと契約しており、トリートメント参加者ひとりひとりが、ニーズに合った処遇を受けられるように努力している。

現在、約400名のトリートメント参加者がいる。創設当初からの修了者は約700名であり、トリートメントの開始から修了までの期間は1年～2年である。

BTCの目的は、対象者を見つけてトリートメントを受けさせるだけではなく、回復させることにある。その道のりは大変長いので、小さなステップから始めなければならないし、すぐに結果が出るものでもない。リラクスも回復のための一環だと考えている。そのため、褒賞とサンクションを使い分けている。サンクションを課す目的も、彼らに失敗したことを知らしめるためではなく、勇気づけるためだと思って利用している。

薬物を止めること自体はそれほど難しいことではないが、止め続けることは大変なことである。彼らが薬物を止め続けるためには、住居、定収入の得られる仕事があって、ドラッグと無縁の友人たちがいるといった、普通の生活ができるようにすることが重要だ。

従来の刑事司法制度においては、こうした当たり前のことが反映されていないし、アディクション（addiction=病的依存症）をめぐる諸問題(8)が軽視されてしまっていると感じている。刑事被告人がトリートメントを希望しても、なかなか受けさせないし、もしトリートメントを受けるチャンスを与えたとしても1回だけでそれで失敗したら真剣にトリートメントを受けなかったと判断されて2回以上のチャンスは与えないということが多い。

このような説明を聞いた後、次のような質疑応答を試みた。

Q1.トリートメントを受けるかどうかは被告人の選択に任されているのか？

A1.BTCは他のドラッグ・コートと少し異なるかもしれないが、ドラッグ・コートを受けないという選択をできるだけさせないようにしている。まず、検察官、ソーシャル・ワーカーおよび裁判所が被告人に制度を説明するが、最初の段階で90%以上の被告人はトリートメントへの参加を受け入れる。ごく少数の者はトリートメントを受けることに抵抗するが、私たちは刑罰を科すよりも、ここでトリートメントを受けさせることの方が大切だと信じているので、まず他の人の裁判を傍聴させ、BTCの中で何が行われているのかを見せて納得させるようにしている。それでもトリートメントを受けないという人は非常に少ない。

Q2.トリートメントを受けたくないという被告人がいる理由は何か？

A2.トリートメントを受けたくないという被告人は、自分は薬物を止められないと思っているし、止めたからといって人生は変わらないと考えて、止めることに価値を見いだせない場合が多い。また、トリートメントを受けることに同意した被告人の中にも、刑務所に行くより楽だからと考えて、自分たちは今までみんなをだましてきたのだから、BTCのスタッフをだますこともできるだろう。口だけで止めたいと言っておけば止めなくても良いだろうし、元の生活に戻れるだろうと安易に考えている者が多い。そうすると、最初に「どうしてもトリートメントを受けたくない。薬物を止めても良いことなど何もない。」と言っていた被告人の方が、かえって最後には熱心になるということもある。

Q3.日本では「自分は薬物の乱用段階にとどまっており、依存段階には至っていないからトリートメントは不要だ」と主張する被告人がいるが、ここではどうか？

A3.ここにもそういう人たちはいる。しかし、そういう人たちにも根気よく、「それではなぜあなたはここにいるのか。なぜ裁判の前で裁判を受けているのか。」ということ質問するようにしている。確かに自分は好きな時にいつでも薬物を止められると勘違いしている人が多い。

### 4 BTCの技術

フェルディナント判事との面談の後、BTCのディレクターであるジェイミー女史から、クリニカルサービスについての説明を受けた。

BTCが他のどのドラッグ・コートよりも進んでいるのは、トリートメント参加者に対するコンピュータ・データ・ベース(9)を利用した情報収集とその一元管理方法についてということであった。

ただ、トリートメントをすればいいのではなく、個々のクライアントのニーズに応じた適切な処遇を選択する必要があるという観点から、裁判所はトリートメントそのものを行うのではなく、これを監督するのである。

そして、クリニカルスタッフの多くは経験豊富なカウンセラーであり、薬物依存症者がどういう人たちであるか理解している。

被告人はトリートメントを受けたくても受けられない様々な障害を持っていることが多いので、まずその障害を取り除くことから援助している。たとえば、仕事が忙しいから病院に行く暇がないとか、医療保険に入っていないから行きたくても診療を受けられないというケースがある。しかし非常にコミュニティーとの関係を深くしているので提携している医療機関ですぐに治療を受けられるようにしている。

## 5 わが国の薬物事犯者処遇の現状とドラッグ・コート制度導入の可能性

現在の日本の刑事裁判においては、薬物の自己使用事犯者に対して厳罰主義が採られている。初犯者にこそ執行猶予がつくものの、覚せい剤事犯で執行猶予中の再犯者に対してはまず間違いなく実刑判決が下され、初犯時の執行猶予が取り消されて、後の裁判の刑期と合わせて3年以上服役することが多い。しかし、薬物依存者とは、自らの意思では薬物使用をコントロールすることができなくなってしまった人たちのための、単に、裁判で執行猶予になったり、実刑になって刑務所に入れられたりしたからといって、それだけで薬物依存から回復できるとは思えない。平成12年4月1日施行の新精神保健福祉法によって、精神障害者の定義規定の中に、新たに「精神作用物質による急性中毒又はその依存症」が追加され（同法第5条）、法律上も、薬物依存症は精神障害の一類型となっている。しかし、病気であるにもかかわらず、治療より処罰が優先されているのである。検挙人員に見られるわが国の覚せい剤事犯者の再犯率が約50%ということからも(10)、処罰を重視する刑事政策が薬物依存者からの回復に役立たないということがうかがえる。ちなみに、マイアミのドラッグ・コート修了者の再犯率は年平均わずか6%に過ぎないとのことである(11)。

以上より、わが国でも、薬物依存症の治療を処罰に優先させて強制的に治療につなげる裁判制度であるドラッグ・コート制度を、早急に創設すべきだと考える。

以上

(1) 特定非営利活動法人アジア太平洋地域アディクション研究所（以下、アパリと略称する）では、平成14年度に、社会福祉法人中央共同募金会から海外研修費およびリーバイ・ストラウス・コミュニティ活動促進基金の助成を受けることができ、そのおかげで、私はアメリカのドラッグ・コート及び連携している薬物依存者リハビリ施設に行くことができた。記して感謝の意を示したい。

(2) 日本では第一審の地方裁判所にあたる。

(3) NDCI (National Drug Court Institute = 国立ドラッグ・コート研究所) のウェブ参照<http://www.ndci.org/courtfacts.htm>

(4) <http://www.nadcp.org/whatis/drugctstoday.html>

(5) ニューヨークのブルックリン・トリートメント・コートでは、トリートメント参加者全員に配布されている、2001年10月22日改訂のハンドブック（"BROOKLYN TREATMENT COURT Handbook for Participants ---Guidelines and Program Information---"）を入手することができた。トリートメント参加者に対するサンクションの一覧表が、その11頁以下で告知されている。

フェイズ においては、従前にサンクションを受けたことがない被告人の場合、90日間に尿検査で5回陽性反応が出た場合、あるいは尿検査を5回受けなかったときにサンクションが課される。

フェイズ においては、従前にサンクションを受けたことがない被告人の場合、90日間に尿検査で3回陽性反応が出た場合、あるいは尿検査を3回受けなかった場合にサンクションが課される。すでにサンクションを課されたことのある被告人に対しては、30日間に尿検査で2回陽性反応が出た場合、あるいは尿検査を2回受けなかったときにサンクションが課される。

フェイズ においては、30日間に尿検査で1回でも陽性反応が出た場合、あるいは尿検査を1回でも受けなかったときにサンクションが課される。

サンクションの内容は以下の通りである。1回目のサンクションは、2日間のペナルティー・ボックス（陪審席に座って一日中ドラッグ・コートの手続きを傍聴させられる）、反省文の提出、解毒施設あるいはリハビリ施設への入所、ケース・マネージャーとの面会回数の増加、1~7日間のジェイルへの拘禁、の中から裁判官の裁量で課される。

2度目は、1~14日間のジェイルへの拘禁、3度目は8~14日間のジェイルへの拘禁、4度目は、15~28日間のジェイルへの拘禁となっている。5度目になると、サンクションではなく、トリートメントへの参

加が取り消されて、実刑判決が下されることになる。

なお、いずれの場合もサンクションが課せられると、各フェイズの最初からやり直しとなり、トリートメント期間が延長されることになる。

(6) ニューヨークのBTCでは、データベースが完備されているため、判事をはじめとする、訴訟関係者はみな、手元のパソコンを操作して、紙の書類はほとんど使われていない。

(7) AA及びNAは治療共同体のひとつである。前者はアルコール依存症者、後者は薬物依存症者のためのグループである。前者は1935年、後者は1947年にアメリカで開かれた。前者は200万人以上、を回復に導いている。現在では世界中でミーティングが開かれており、12ステップというプログラムが用いられている。その第1ステップは、自分が依存症に対して無力であることを認めたということが回復への第一歩とされている。具体的には言いつばなし、聞きつばなしのミーティングを行い、人の話を聞くことによって自分の依存的な者の考え方を改めようという価値観の変容を図ることを目指している。つまり、単に薬物ないしアルコールを止めればそれでよいとするのではなく、依存的なもの考え方それ自体をしないようにすることが目指されている。詳細は<http://www.na.org> 及び <http://www.aa.org> 参照。

(8) ギャンブルが止められない人のためのグループ

<http://www.gamblersanonymous.org/>、感情障害者のためのグループ <http://www.emotionsanonymous.org/>、セックス依存症者のためのグループ <http://www.sexaa.org/> など、AAの12ステップを転用したプログラムを持つグループは多数ある。

(9) [http://www.drugcourtech.org/tours\\_1\\_2js.html](http://www.drugcourtech.org/tours_1_2js.html)

(10) 『平成14年版警察白書』170頁参照。

(11) 裁判所で貰った、"Miami Dade County Drug court QUICK FACTS"と題するメモによる。この数値はフロリダ州デイド郡で検挙されたドラッグ・コート修了者の統計数値である。したがって他の郡や他の州で検挙された者の数値は含まれない。



2002年8月サンフランシスコのドラッグ・コートにて。  
筆者は左から三人目